

健 健 発 0330 第 1 号

平成 29 年 3 月 30 日

各

〔	都道府県	〕
	保健所設置市	
	特別区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長

（ 公 印 省 略 ）

地域高齢者等における配食の機会を通じた健康支援の推進について

健康寿命の延伸に向け、今後利用の増大が見込まれる配食の選択、活用を通じて、地域高齢者等の健康支援につなげるため、今般、『『地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン』の普及について』（平成 29 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 6 号）が健康局長から通知されたところである。

地域高齢者等の配食の機会を通じた健康支援の推進に当たっては、地域高齢者等の低栄養予防など各地域や高齢者の特性に応じた食生活改善を図る観点から、下記の取組をお願いする。その取組の実施に際しては、平成 29 年 3 月に取りまとめられた別添 1 の「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方検討会報告書」において、国とともに自治体に望まれる取組事項が示されているので参照されたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対する下記の取組の周知及び適切な支援をお願いする。

なお、老健局振興課より、各都道府県、指定都市及び中核市の介護保険部門宛てに、配食等の生活支援等サービスについて、市町村が介護サービス情報公表システムも活用しながら高齢者やその関係者への情報提供に努めるよう、各都道府県から管内市町村に対し要請することが依頼される予定であることを申し添える。

記

1 地域高齢者等における配食の機会を通じた健康支援の推進に係る基本的な考え方について

- (1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添2の地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を参考とした配食事業者の自主的な取組が進むことで、地域高齢者等の食事の選択肢及び利便性が拡大し、健康の保持増進につながるよう、健康増進部門のほか、高齢者をはじめとした栄養管理を必要とする者に対する支援を所管する部門との間で十分な連携を図りつつ、その地域の実情に応じた取組を推進すること。
- (2) 健康日本21（第二次）では、健康寿命の延伸に向け、高齢者の低栄養予防に関する目標を掲げ、食生活改善のための社会環境の整備を図ることとしていることから、地域高齢者の食生活を支援する手段の一つとして、配食事業を通じた社会環境の整備に取り組むこと。
- (3) 第3次食育推進基本計画では、高齢者に対する食育推進において、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるように食育を推進する必要があるとされていることから、配食サービスを利用する地域高齢者やその家族が配食を適切に選択し栄養管理に役立てることができるよう、情報提供及び相談体制の整備に取り組むこと。

2 地域高齢者等の健康支援のための配食事業を通じた社会環境の整備について

- (1) 都道府県（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）は、健康寿命の延伸に向けて、高齢化に伴う機能低下を遅らせるために低栄養の予防など良好な栄養状態を維持することは重要であり、こうした観点からの社会環境の整備が進むよう、適切な栄養管理に自主的に取り組む配食事業者の増加に向け、関係機関等の協力を得るなどしてガイドラインの内容を広く周知すること。また、都道府県は、ガイドラインに沿って適切

な栄養管理に取り組む配食事業者の情報の収集に努め、市町村の求めに応じて介護サービス情報公表システムに掲載する地域の配食事業者に関する情報提供を行うこと。

- (2) 都道府県は、地域高齢者等の特性に応じて、ニーズの高い食事の種類の提供に配食事業者が取り組みやすくなるよう、地域高齢者等の健康課題が理解・共有できる統計資料の作成及び情報提供に努めること。また、配食を適切に選択し利用するための情報提供が進むよう、地域高齢者等に対し、今後国が用意する啓発資料も適宜活用しつつ、地域の実情に応じた手段を用いて広報に努めること。
- (3) 都道府県は、配食事業者が特定かつ多数の地域高齢者等に対し継続的に食事を提供する場合及び在宅療養者や摂食嚥下機能低下者に対して特別に調整した食事を提供する場合にあっては、良質な食事が安定的に提供されるよう、ガイドラインに沿った適切な栄養管理の実施について、必要に応じて、専門的な技術支援を行う体制の整備に努めること。

3 配食の機会を通じた地域高齢者等の健康支援に関する情報提供及び相談体制の整備について

- (1) 市町村は、市町村が実施する各種の事業において栄養改善を目的とした配食の支援を行っている場合には、配食事業者が適切な栄養管理に取り組む際の参考となるよう、配食事業者に対してガイドラインについて情報提供すること。
- (2) 市町村は、配食を利用する地域高齢者等にとって配食の機会が健康支援につながるよう、配食事業者や利用者に対して、実際に食材を確認しながら食べてみることでバランスの良い食事の組合せや量を理解するための教材になること、生活習慣病の重症化予防や低栄養の予防の観点から利用者自身の身体状況・健康状況に応じた食事の内容の要望を配食事業者に伝えることなどの配食の重要性や利用の仕方について、今後国が用意する啓発資料その他地域の実情を踏まえて作成された資料を用いて、啓発に努めること。
- (3) 市町村は、配食事業者のアセスメントやフォローアップの結果により

利用者の健康状況が悪化していることや利用者の状況に適した食事の種類がないことなどが判明し、利用者又は利用者の了解を得た配食事業者から市町村に相談があった場合は、利用可能な各種制度やサービスの紹介、かかりつけ医療機関との連絡調整など、適切な対応を行うこと。

- (4) 市町村は、地域高齢者等への食生活支援の観点から、関連する部門間で密接な連携を図りつつ、配食利用者や配食事業者からの求めに応じて相談や支援を行う体制を確保すること。特に、健康増進関係の部門は、栄養士の配置のない他の部門に対する連携体制の構築に向けた働きかけに努めること。